

第2章

交通事故被害者等支援に関する意見交換会

1. 目的

交通事故被害者等の支援について、3県の関係機関・団体の担当者が一堂に会し、支援に携わる方による事例紹介や意見交換等を行うことによって、交通事故被害者等支援における問題点や課題等の意見を集約するほか、関係担当者間の連携を強化し、支援業務の充実を図ることを目的としている。

2. 概要

交通事故被害者支援に携わる専門家、遺族、被害者支援センター等の関係団体間で、交通事故で家族を亡くしたこどもに起こりやすい反応や支援の在り方、また各地域における相談先に関する情報等を共有し、連携強化を図ることを内容とした意見交換会を福島県・千葉県・佐賀県の関係者を対象としてオンライン配信にて開催した。

3. 開催日時等

開催日時：令和4年10月18日（火）13：30～15：51

対象県：福島県、千葉県、佐賀県 ※オンライン配信にて開催（一般への配信なし）

配信拠点：都内（事務局） ※事務局以外の検討委員等はリモート参加

4. 体制（敬称略）

（1）専門家（令和4年度交通事故被害者サポート事業検討会委員）

- ・元同志社大学教授、現同大学研究開発推進機構嘱託研究員 川本 哲郎（座長）
- ・（公社）被害者支援都民センター犯罪被害相談員、（NPO 法人）いのちのミュージアム理事 中土 美砂
- ・追手門学院大学心理学部心理学科准教授 櫻井 鼓

（2）交通事故で家族を亡くした遺族（1名）

（3）支援に携わる専門家

- ・武蔵野大学心理臨床センター相談員、横浜市スクールカウンセラー・スクールスーパーバイザー、臨床心理士・公認心理師 山下 由紀子

（4）交通事故被害者等支援担当者

【福島県】

- ・福島県生活環境部生活交通課 1名
- ・福島県教育庁義務教育課 1名
- ・福島県（スクールカウンセラー） 1名

- ・(公社) ふくしま被害者支援センター 1名
- ・福島県警察本部交通部交通指導課 1名

【千葉県】

- ・千葉県環境生活部くらし安全推進課交通安全対策室 1名
- ・千葉県交通事故相談所(本所) 1名
- ・千葉県教育庁北総教育事務所(スクールカウンセラー・スーパーバイザー) 1名
- ・千葉県八街市教育委員会教育部学校教育課 2名
- ・(社)千葉県社会福祉協議会 1名
- ・(一社)千葉県公認心理師協会 2名
- ・(公社)千葉犯罪被害者支援センター 1名
- ・千葉県警察本部交通部交通捜査課 1名
- ・千葉県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室 1名

【佐賀県】

- ・佐賀県県民環境部くらしの安全安心課交通事故防止特別対策室 1名
- ・佐賀県県民環境部くらしの安全安心課交通事故相談所 1名
- ・佐賀県教育庁学校教育課生徒支援室 1名
- ・佐賀県教育庁(スクールカウンセラー) 1名
- ・佐賀県総合福祉センター 1名
- ・(一社)佐賀県公認心理師協会 1名
- ・(認定NPO法人)被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS 1名
- ・佐賀県警察本部警務部広報県民課犯罪被害者支援室 1名
- ・佐賀県警察本部交通部交通企画課 1名
- ・佐賀県警察本部交通部交通指導課 1名
- ・(独)自動車事故対策機構被害者援護部 1名
- ・(独)自動車事故対策機構福島支所 1名
- ・(独)自動車事故対策機構千葉支所 1名
- ・(独)自動車事故対策機構佐賀支所 2名

(5) 事務局

- ・警察庁 2名
- ・株式会社アステム 6名

(6) オブザーバー

- ・(公社)全国被害者支援ネットワーク 1名

5. プログラム

遺族による体験談の発表と支援に携わる方からの事例紹介を行い、その後、意見交換を行った。

令和4年10月18日（火）

時 間	出演者	内 容
13：30～13：35	事務局	開会挨拶・参加者紹介
13：37～13：55	道下 亜美 氏	体験談の発表
13：55～14：33	武蔵野大学心理臨床センター相談員、 横浜市スクールカウンセラー・スクー ルスーパーバイザー、 臨床心理士・公認心理師 山下 由紀子 氏	事例紹介「こどものケアと心の 支援－学校現場での支援を中心 に－」
14：33～15：20	全員	意見交換 ※グループディスカッション あり
15：20～15：48	交通事故被害者サポート事業 検討会委員 川本 哲郎 氏（座長） 中土 美砂 氏 櫻井 鼓 氏	意見交換の共有、質疑応答
15：48～15：51	交通事故被害者サポート事業 検討会委員 川本 哲郎 氏（座長）	閉会挨拶
15：51	事務局等	閉会

6. 実施内容

(1) 体験談の発表

交通事故で父親を亡くしたこどもの立場である道下亜美氏より、事故後の周囲の状況や親を亡くしたこどもの心境について体験談が語られた。

[遺族] 道下 亜美 氏 (平成 29 年 (当時 14 歳)、父を交通事故で失う)

[要旨]

○当時の状況

家族構成は、公務員の父 (51 歳)、主婦の母 (49 歳)、大学生の長兄 (20 歳)、高校生の次兄 (17 歳)、そして中学 3 年生の私 (14 歳) でした。母は元看護師でしたが、育児のために主婦となったため、収入は父の給金のみでした。

事故現場となった国道の辻は、見通しも大変良好、道路の舗装も問題なくきれいな状態でした。しかし、父がバイクで青信号を直進していたところ、同じく青信号で交差点に進入してきた軽トラックの対向車が直近右折をかけ、衝突の事故が起きてしまいました。

父はすぐ病院に搬送されましたが、事故発生から約 7 時間後に亡くなりました。

○事故後に体験したこと—心境の変化

父が他界した直後は、悲しみや怒りよりも先に、「疲れた」という感情が勝っていました。病院で冷たい父の体を触りながら、「父の死という事実から離れて、ゆっくり休みたい」とひたすらに願っていました。

しかし時が経つにつれ、パンフレット『交通事故で家族を亡くした子どもの支援のために』(平成 24 年 3 月発刊) の 1 頁②にあるように、将来に対する「漠然とした不安」が湧いてきました。母は元看護師ですが、49 歳では安定した職に就くことができず、私達きょうだいも働けるほど成熟していませんでした。また兄と私は、持病で定期的に通院する必要があり、収入が少ない一方で、支出が多いことに経済的な不安を感じていました。

その後、交通遺児育英会の支援を受け始めると同時に、不安感の上に同頁⑤のように、「自分だけ楽しんではいけないと抑える気持ち」になりました。私は交通遺児育英会の支援で、アメリカ留学や経済的支援を受けることができましたが、それは、父が交通事故で死んだからだと思うと、やりきれない気持ちになりました。

○事故後に体験したこと—死後の対応

私達は父が亡くなった数日後に、父の職場へ遺品を受け取りに行きました。しかし職場では、「ああ、自由に取って行ってくださいよ」と適当に案内され、父の遺品は廊下に乱雑に置いてありました。実は私の父は、月に 110 時間を超えるほどの過労で心身を壊したことがありました。文字通り、身も心も砕いて公務員として職場にも社会にも貢献したにも関わらず、

最後はゴミのように扱われた遺品を見て、私は、社会はこうして人を使い潰すのだなと思い、社会に対して不信感と絶望感を抱きました。

一方、学校では良い対応がありました。葬儀に参列なさった先生方が校長、教頭、担任、教務主任の先生のみで、父の死を知っていたり言及したりする人は、その先生方のみでした。これは、父の死から離れた私にとって、とても安心できる環境となりました。

しかしその反面、交通遺児育英会等の支援について、学校からの紹介は一切なく、私達が自力で支援団体を探さなければなりません。また、交通遺児育英会の奨学金の申し込み用紙を提出しようとした際には、先生や事務をたらい回しにされ、やっと見つけた奨学金担当の先生には「なんで今さらこんなものを持ってきたんだ」と叱られたことがあり、とても傷付くと同時に、学校内で事故について知る人が少ないがゆえの連携不備が見られました。

○事故後に体験したこと—死後発覚した事実

私達遺族は、2つの裁判を並行していました。父の交通事故の裁判と、父が運ばれた病院の医療過誤についての民事裁判です。私達は両方の裁判を面識のある弁護士ひとりに任せていました。しかし裁判の中で、私達が弁護士を信用できなくなる事実が発覚しました。

1つ目は、大きな損です。交通事故で遺族になった場合、遺族年金は留置もしくは支給停止されます。停止される方法は2通りあり、各家庭や裁判の状況により選択が分かれるのですが、その弁護士は私達への説明や相談なく方法を選択し、その結果、私達は最もお金のかかる学生の時期に遺族年金を停止され、約200万円もの不利益な調整を受けました。

2つ目に、病院の不適切な医療処置への裁判の時です。父が搬送された病院は、最初からこの設備では処置ができないことや、より高度な設備のある病院へ移送する必要があると分かっていたはずなのですが、主治医もつけず、約5時間も病院にとどめていました。さらに誰がどう処置をしたか、何の薬品を投与したか等が書いてあるはずの看護観察記録には、何も書いてありませんでした。母は元看護師で、大学で看護学を教えた経歴もあります。当然私達は、これ以上、父と同じ患者が出てはならないと思い、病院を追及するべく裁判を起しましたが、弁護士は、主治医ではなく現場にいた研修医を証人に呼び出し尋問しました。研修医は、私は知らないと言うばかりで、全く私達が欲しい情報は得られませんでした。

この2つの事実から、私達は裁判を任せた弁護士に不信感を抱くようになりました。その後、新たな弁護士に裁判を引き継いでいただき裁判をやり直しましたが、裁判官は裁判中だるそうに頬杖をついて眠そうにしており、結局おりた判決は一審も二審も病院の言い分を完全に受け入れたもので、全く納得ができませんでした。病院や裁判所によると、元々重傷だったので病院側が何もできなくても仕方ないそうです。私は甘い追及しか行えなかった最初の弁護士に加え、たとえ重傷だったとしても手を尽くさない病院と、その病院を正しいとする裁判所に絶望し、やがて人間や社会に対する不信感や絶望感を抱くようになりました。

○事故後に体験したこと—環境の変化

パンフレット 10 頁④にある「家族の関係が密接になる」という良いこともありました。祖父母をよく気に掛けていた父の役割を代行するように、兄が祖父母の家事手伝いを始め、母も時々祖父母の家へ行って交流するようになりました。

しかし私は先の経験から、1 頁⑥「社会や様々なものに対する怒り」と⑧「誰も信じられないという気持ち」を持つようになっていました。今も同級生さえ信じられず、事故前の友達しか信用できません。またそのような生活を続けたためか、過敏性腸症候群という心身症にも罹りました。この病気は、不安や緊張などのストレス下で突発的に便秘や下痢や腹痛などを起こすものです。私はこの病気のため、今も通学や外出さえ普通にはできません。自分の体も自分で思い通りできず、今は自分も含めて、ほとんどの人が信じられません。それでも、父に関わる裁判や事実を知らないよりは、ずっと良かったと思っています。

○経済的支援への感謝

今でも、社会に対する憎しみや不信感から離れられない私ですが、社会の善意で成り立つ支援のおかげで学生生活を送ることができています。

交通遺児育英会では、育英会の運営する学生寮「心塾」にとっても助けられています。家賃・光熱費・水道代込みの低額寮費で過ごすことができる上、遺児のみで事故のことや家庭のことを話し合える遺児としての居場所になっています。さらに、学生自身が運営する様々な催しが通年であり、自立を促す場所にもなります。今では、借りる奨学金に加え毎月の給付金があり、私はアルバイトもできない体調のため、この給付金を食費や通院、薬代に充てることができるととてもうれしく思っています。

日本学生支援機構からは、給付型の奨学金をいただいております。この奨学金のおかげで、授業料・定期代を含めて事実上の全額免除となり、とても助かります。「定期代を含めて」というのが、私にとっては特に助かる点です。もしもこの給付金がなければ、私は育英会でいただいている給付金を通学定期券に使わなくてはならなくなり、生活費に回すことができなかつたと思います。定期代を含めた支援は、そういった点でとても重要です。

○遺児同士だけで交流できる場所が重要

「心塾」に起居する塾生の多くは、交通遺児や被害者として扱われることを非常に嫌がります。「私はもう十分に生きられるから、いい加減事故から離れて未来を見させてくれ」という話はよく聞きます。しかし事故を軽く扱いたい訳ではなく、被害者として扱われたくないというジレンマを抱えています。また、自分が遺児や片親家庭だと明かした時、相手が申し訳なく感じるかもしれないと考えています。

パンフレット 22 頁 4 番目に「ピアカウンセリング（同じ経験をした仲間同士によるカウンセリング）が有効」とあるように、遺児同士だけで話ができることで、孤独感がとても和

らぐのです。この点でも、遺児同士だけで交流できる場所が重要です。

○必要だと思う支援

最後に、私の経験を踏まえて、必要だと思う支援を御提案させていただきます。

まずは、裁判に関する遺族の体験や注意点をまとめたパンフレットやハンドブックの配布を御提案します。

遺族は急に大切な家族を失った混乱や不安の中、多くが十分な知識を持たずに裁判に臨みます。私達は、交通事故と医療過誤の裁判手続きを、混乱の中、並行して行うことになりました。また、裁判や遺族年金の手続きは家庭の状況により変わります。そのため、遺族年金と損害賠償との相殺方法の違いや、交通死亡事故に関する様々な裁判や手続きについての分かりやすい解説、被害者家族の失敗談や応援が載ったような、裁判に特化させたパンフレットがあれば、孤独感の緩和や、私達が遭ったような弁護士の説明不足による不利益の早期発見につながると考えます。

これについての問題点は、早く事故から離れたいと思っている遺族から体験談の提供があるか、その冊子を作る費用があるかということです。

その他には、医療費の支援です。

私が進路を決める際、既に過敏性腸症候群を発症していたので、アルバイトもできない中で十分な生活ができるかとても不安で、進学を迷った時期がありました。医療費に特化した支援があれば、事故の環境の変化などの影響で通院を必要とする子供が、進学しやすくなると思われま。

これについての問題点は、事故との因果関係の証明が非常に困難であり、多額の資金が必要になるということです。

(2) 支援に携わる方からの事例紹介「こどものケアと心の支援

－学校現場での支援を中心に－

医療や教育、大学、開業分野で勤務しながら神奈川県・横浜市の学校緊急支援や被災者支援を実施している武蔵野大学心理臨床センター相談員であり横浜市スクールカウンセラー・スクールスーパーバイザー、臨床心理士・公認心理師でもある山下由紀子氏より、交通事故で家族を亡くしたこどものケアと心の支援について、学校現場での支援を中心に架空の事例を交えながら講演が行われた。

**[講師] 武蔵野大学心理臨床センター相談員、
横浜市スクールカウンセラー・スクールスーパーバイザー、
臨床心理士・公認心理師
山下 由紀子 氏**

[要旨]

〇はじめに

家族を交通事故で亡くすということは、全く予期せぬ不測の衝撃だと思います。その日から、今までにあった日常を失う、日常が激変するということです。トラウマと言わずとも心の痛みを負うことになります。心だけでなく、経済的にも本当に大変な影響を受けることになりうると思います。今日は、被害に遭った子ども達をどう支えるか、交通事故で家族を亡くしたこどものケアと心の支援について、学校現場での支援を軸にお話し致します。学校緊急支援の方法は各自治体で違うと思いますが、神奈川県教育委員会と横浜市教育委員会の緊急支援のスーパーバイザーとして関わった私の経験も含めてお話しさせていただきます。

学校緊急支援は学校長からの正式依頼で行われますが、教育委員会からも学校に打診をして進められていると思います。支援の規模はそれぞれの事件・事故で学校がどのくらい衝撃をうけているかで変わりますし、学校管理下なのか管理外なのか、マスコミの報道がされているかということも派遣の判断基準になるでしょう。

横浜市の場合、約 500 校の公立学校に対して約 150 名のスクールカウンセラーが在籍しています。二十数年前は数名のスーパーバイザーが随時対応していましたが、昨今は約 60 名の週 4 日勤務のスクールカウンセラーが毎日緊急支援の当番に充てられ、要請に応じて対応しています。性被害など個別性が高いものに対しては指導主事 1 人と当番カウンセラー 1 人が派遣されたり、規模が大きい事案では教育委員会から指導主事が 4～5 名、カウンセラーも 5～6 名入ることもあります。今まで私も交通事故、殺人事件、性被害、水難事故、修学旅行先での事故、自死、集団食中毒、生徒間の傷害、教員の不祥事などに対応しました。

○学校場面での支援—緊急支援の目的

交通事故など緊急事態が起きると、通常の学校運営に重ねて、被害に遭っている児童生徒はどうなっているか、どう対応したらよいかと学校は揺れます。そこでまず、「学校組織の機能回復」のために学校・教職員への支援に入ります。学校の機能を少しでも元に戻し判断力が回復できるように、情報処理や組織の対応力が少しでも戻るように、外部からの支援を入れることが大事になります。

学校がある程度安定することで、被害児童生徒、保護者への対応も丁寧にでき、二次被害の防止にもなりますし、周辺の児童生徒にも適切に対応できるようになります。

緊急支援では、児童生徒、保護者への心の支援も行います。初期対応として、不安やストレスの解消、動揺・混乱の対応をできるだけ適切にすることで、急性ストレス障害や PTSD などの予防になります。

= 学校場面での支援 = < 緊急支援の目的 >

- ① 学校の機能回復：学校・教職員への支援
 - ・不安の解消、動揺・混乱の対応
 - 判断力の回復、情報処理力・組織的対応力の回復
 - 二次被害防止
- ② 児童生徒、保護者への支援/心への応急処置
 - ・不安やストレスの解消、動揺・混乱の対応
 - ASD(急性ストレス障害)への対応、PTSDやトラウマの予防

○緊急支援の事例（架空）

Aさん（小学4年生男子）は、兄Bさん（小学6年生）と登校中、突然背後から来た飲酒運転の自動車にBさんがはねられ、少し離れて歩いていたAさんが衝撃音に驚いて振り向くとお兄さんは倒れていました。周囲にいた通学中の児童らが学校に連絡し、Bさんは救急車で病院に搬送されますが、5時間後に死亡が確認されました。Aさんはその一部始終を目撃、体験しています。

事故当日は緊急支援対応として、学校に指導主事と当番のスクールカウンセラーが派遣され、まず職員への心理教育や対応の検討、目撃児童を中心としたケアを実施しました。御家族と学校が相談しながら、子ども達に周知するのは翌日となったことを受けて、Bさんは児童会でも活躍して学校全体が知っている児童であったこともあり、亡くなったことを周知する日には複数名の指導主事やスクールスーパーバイザー1名、スクールカウンセラー4名が学校に派遣されています。

学校緊急支援での対応時のポイントをあげます。まずは、「管理職を中心に情報収集・共有し、対応方針の検討」をします。各種情報や問い合わせなどを副校長等に情報集約して事故の

状況を確認し、被害者であるBさんとAさんの様子を確認し、目撃児童数名については誰がどのように見ていたのか、誰が学校に教えてくれたのか、今どんな症状か、何か反応を起していないかを確認し、必要に応じてケアも行うべく、誰をどう配置して対応するのも調整します。

次に、「臨時職員会議での心理教育、助言」をします。動揺している教員に対して、“大人でも固まってしまう、何も感じない、怒りが出る、不安で仕方ない”という様々な驚愕反応、ストレ

学校緊急支援での対応

- ①管理職中心に情報収集・共有し、対応方針の検討
- ②臨時職員会議での心理教育、助言と心理的サポート
- ③被害者・被害者家族との対応の支援
- ④児童生徒への心理教育(全校集会・学年集会)
- ⑤児童・生徒や保護者、教職員の心理面接
- ⑥保護者説明会
- ⑦その他(関係機関・PTA・地域連携、マスコミ対応など)

ス反応が起こるものだという事、その反応は当たり前だということを受け止めてもらい、まず自分達が落ち着くことを体験してもらうために説明します。

亡くなったことが分かった時点で、どのように周知するかも検討します。例えば、周知当日の授業や行事はどうするかを具体的に決めます。周知方法も、どのように話してよいか分からない若手の先生達には練習をするなどのサポートもします。翌日児童生徒を受け入れる時に適切に動けるように、管理職や学年主任、教務、生徒指導専任などが中心となり、学年団や全教職員レベルでミーティングをして準備します。最近家族を亡くしたというハイリスクな生徒がいないか確認したり、登校できていない生徒にも漏れがないように連絡をとる準備も丁寧に行います。

学校教員の動揺が大きい場合には、教職員のセルフケア、グループケアも行います。教員の守秘義務上、家族や校外に持ち出せない情報などもありますから、学校の中で先生同士が安全に話し合える場も準備できるようにサポートします。

その過程で、「被害者・被害者家族との対応の支援」もチームで行います。できるだけ1人ではなく2人位で対応できればよいと思います。その後、学校として御家族にどのようなことが支援できるのか、学校として責任をもって配慮しながら対応させていただくこととなります。訃報を出す際も、内容をきちんと御家族に確認していただきます。子どもを亡くした状態の御両親に時間を割いていただくのはとても大変なことだと思いますので、無理のないようにと心掛けることも大事になります。

そして、「児童生徒への心理教育」です。Bさんが亡くなられたことを周知する際に、どのような配慮をしなくてはならないかを考えて、事前準備をします。基本的には校長先生が放

送でお話（黙祷含む）をした上で、クラス単位で自分の席で安全にいられる中で、身近な信頼している担任の先生から改めて話を聞くことができればよいと思います。場合によっては学年単位で生徒を集めたり、学校集会など全体を集めることもありますが、その場合も派遣したスーパーバイザーなどが一緒に反応を見て対応します。過呼吸で動けなくなる生徒もいますので、そのような生徒の対応を先生達にさせていただくための人員配置もお願いします。同じクラスの子が亡くなって、泣いたり、固まったり、なかなか反応が出せなかったり、泣いている子につられて大泣きをしだす子もいますし、過呼吸で教室にいられなくなる子もいます。事前に個別サポートのために別室も準備します。教室にいるのが安心という子もいますので、それぞれのところで必ず目が届くように、大人が配置されることも大事になります。

基本的には子ども達が気持ちを回復させるためにも、日頃慣れ親しんでいる教員が対応されるのがメインになりますが、特に亡くなった生徒の学級では反応が大きくなりがちなので、学年主任などに入っていたり、スーパーバイザーが教室に入ったりしてサポートします。

保健室で休みたい子は休み、話をしたいと希望がある時は個別の面談を実施します。一人1回につき20分位で話を聞き、心理教育もすることで、その後どの程度のケアが必要かも確認しながら、それぞれの状態を学校側にも説明します。個別面談をした際には、子ども達の了解の上で面談したことを保護者にも伝え、保護者に自宅でもケアしていただけるようにお願いします。教室に戻る際も、事故がないように教室に戻るまで必ず大人が目配りや付添いをします。

このように学校がある程度落ち着いていくことが、Aさんが学校にできるだけ安心安全を感じて戻れることにつながります。

必要に応じて保護者説明会などのサポートや、PTAや地域の自治会に相談するなど地域連携をしながら、登下校時の安全確認やマスク対応などについても対処していきます。

○子どもの急性ストレス反応

Bさんの御葬儀では、希望される生徒児童も参加する中、Aさんはただ茫然として参列していたようです。まずは、忌引が明けてAさんが小学校に再登校する時にどのような受け入れ態勢が必要かを、スクールカウンセラーも含めて学校内で検討してもらいます。その際も当事者の希望がまず大事ですので、担任など信頼できる先生が関わりを持って、Aさん自身に“どのように配慮してほしいか”を確認します。Aさんは「特別扱いはしてもらわなくていい」という反応だったので、希望通りの状態で学校で待っているということを担任が伝えました。

学校に戻ってきたAさんは、学校で少しボーッとて元気がない様子が続いていましたが、特に何か大きな反応があったわけではありません。担任や学年主任も気には掛けていましたし、スクールカウンセラーと話すことも提案したのですが、Aさんは「知らない人だから大

丈夫です」とはっきり答えたため、そのままAさんが慣れている教員で見守ることにし、スクールカウンセラーはバックアップに回りました。

その後、事故から数か月が経ち、4年生、5年生も参加する卒業式が近づくと、Aさんに変化・症状が見えはじめました。少し登校しにくい状態だと、母親から心配して連絡があり、担任が母親をスクールカウンセラーに繋げました。スクールカウンセラーが母親の思いをうかがい、Aさんへの対応を一緒に検討し、母親にAさんと家で話してもらうことになりました。母親によると、その後の対話の中でAさんは「葬儀の場で親族から『お兄ちゃんの方も頑張ってるね』と言われたけれど、児童会など色々活躍している何でもできるお兄ちゃんと自分は違う、自分が死ねばよかったんだ」とポツポツ話してくれたそうです。数歩先を歩いていたAさんは、“もしかして自分も車にぶつかっていたかもしれないという恐怖感がある”ことも初めて言葉にしたそうで、母親もともかくAさんの思いを一生懸命聴いて受け止めた、とおっしゃっていました。

“卒業式にお兄さんがいない現実を見たくない”という心境も表出されていたことも分かりましたので、学校としては『卒業式に出席してもしなくても、外から見ても、どんな形でも選択肢は色々あるよ』と伝え、Aさんの気持ちを大事にしながら、どんなふうにできたらよいかをAさんとゆっくり相談することになりました。

この事故でAさんにケガはありませんでしたが、もしもAさんがケガで障害が残り日常生活に支障がでたりした場合には、学校での補助員配置の検討も必要になるでしょう。

Aさんの状態としては、どちらかという少しボーッとしたり不注意気味だったり、おとなしく引きこもりがちになったり、少し恐ろしい気持ちを抱えていることもトラウマ反応として見受けられました。トラウマがあるところには、喪失反応も当然あると思います。トラウマ反応が少しゆるんだところで、喪失体験へのケアができるようになるでしょう。Aさんの場合には、無表情になる、口数が減る、泣くことができないなど感情の切り離しといった喪失反応が見受けられました。罪悪感もあり、“生き残ってしまった、どうしたらいいのか、両親にも話せない”ということも抱えていたようです。こうした体験と感情を、Aさんのペースで安全に語れるようになっていくとよいと思います。

○中長期支援の事例（架空）

Cさん（中学2年生女子）は、小学3年生の時に母親が外出先で交通事故に遭い、意識不明となって3日後に亡くなっています。Cさんは昨年、中学校入学と同時に父方の祖父母宅近くに県外から引っ越しをし、父親と弟（小学3年生：事故当時4歳）と生活しています。母親が亡くなった当初は、父方の祖母が住み込みで手伝いにきてくれたのですが、祖父が体調を崩して祖母が自宅に戻ることになり、中学校入学を機に引っ越しを父親が決断したのです。

最近Cさんに遅刻や欠席が増え、不登校になるのではないかと心配した担任が、スクール

カウンセラーを紹介すると、Cさんは了解して来室することになりました。スクールカウンセラーが日常生活について話しながら、『少し遅刻や欠席が増えていると担任の先生から聞いている』と伝えると、ようやくCさんは、「以前から不眠で、最近嫌な夢を見ている」と語りはじめました。父親は出張が多く、祖父母もサポートしてくれているけれど、Cさんがお母さん代わりに家事を担ってきていることも分かってきました。『よく話してくれた』と応えると、少しずつ「母親の事故現場がふと頭に浮かぶようになってきた」ことも話してくれました。母親は自分が小学3年生の時に亡くなっているのです、その時期と今の弟の年齢が重なって、弟が比較的甘えているようにCさんには見え、イライラすることもあるそうです。

弟は同級生との小さなトラブルが続いていたのですが、女性の担任の先生が親身に関わり続けることで少し落ち着いてきており、スクールカウンセラーは“ようやくCさん自身のケアができるということかもしれない”と考えました。そこでスクールカウンセラーが『悪夢をみたり、つらい記憶があがってくるのも、嫌だろけれど、今のCさんがお母さんを亡くした事故のことや抱えてきた心の痛み、トラウマに触れるだけの心の準備ができてきたということだと思います。一緒にゆっくり話してみませんか』と心理教育を含めて伝えると、Cさんも「やってみてもいいかな…」と合意して、面接は継続しています。

眠れないことも続き勉強にも影響が出てきていて、本人は医療機関受診希望があるけれども「父親は忙しいし迷惑をかけたくないから話しづらい」という困り感もありました。スクールカウンセラーは『自分を大事にしていい、わがままじゃない』と伝え、父親にどのように話をするかをCさんと相談しています。スクールカウンセラーとしては、学校という日常生活の場面の中で面接をしているので、トラウマティックな記憶や体験はCさんが触れられる範囲で丁寧に扱い、終わりには葛藤外の話もしながら気持ちをおさめて日常に戻りやすいようにする配慮がいると思います。

Cさんは引っ越し前のお友達とはLINEのやりとりをして親しい友人関係は残っていること、今の学校では自分の過去や背景を知らないのが気楽でよいけれど、少し身の置き所がないということも話されています。

○子どもへの対応・支援のポイント

緊急時から中長期の子どもへの対応・支援は、まず「物理的、心理的安心安全の確保、回復」がとても大事なポイントになります。子ども達が交通事故で家族を亡くすということは、世界が安全ではないと実感せざるを得ない状態だと思います。社会が、世界が少しでも安全だと感じられるようになるのは、身近な人と一緒にいて心地がしてくるとか、少しホッと息がつけると感じることからでしょう。周りにいる大人がそれを提供できるとよいと思います。

次に、「大人が落ち着いて子どもと向き合い、子どもの気持ちを聴くこと」です。保護者は警察や裁判の対応などに奔走されなくてはならない中で、子ども達、AさんもCさんも、ど

ちらかという親に遠慮している面があります。自分でできることは何かないかと考え、何とか現実適応して対応することで生きしのできたような感じがします。我慢したり頑張っていることも、何らかのストレス反応を出しているところも、誰かが気が付けば対応できるかもしれません。少し大人が落ち着いて、比較的大きな大人の心の器を貸して『どんなことでも話して大丈夫』と伝えながら一緒にいられるとよいでしょう。

その際に、「子どもの感情を抑えさせず、正常な反応として受け止めること」が大事になります。特別な死、身近な方を亡くす体験をすると、“こんなに自分は怒るのか”とか、“何にも感じなくなるのか”とか、“自分が自分でなくなる感覚”という程のことも感じると思いますので、まず、『そのような複雑で

多様な感情の嵐に巻き込まれるものであり、その反応は当たり前のこと』だと伝えてもらえればよいと思います。『大人もこんなふうになるよ、お父さんもお母さんも〜』と、感情や体験を表現するモデルを示してあげることで、“自分がこんな思いを持ってもいい、こんな状態になっても大丈夫なのかな”と、子どもが気付くこともあると思います。

そして、「子どもの主体性とペースが守られること」も大事だと思います。対話したいからといって、大人でも子どもでも自分が思う以上に根掘り葉掘り聞かれるとそれは傷ついたり不快になったりします。もちろん、子どもが話そうと思った時に大人が忙しいと、なかなかその場で聞けないこともあります。子どもの方も、“勇気出して言ったのにダメだ”と感じて、その次がなかなか続かないこともあると思います。もしそれに気が付けば、「あの時、もしかして話したかったの？」と言って、少し修正体験ができるとういでしょう。まずは自分の意思で話したいように話せるという場を守ってあげることが大切になります。

基本的に外傷による驚愕反応が起きている時は、自我が麻痺している状態です。主体的に自分のペースで過ごすこと、語ることは自我機能を少しでも回復させていくことに繋がります。つまり、言葉にする、話すことがまず自分のためにできることでもあり、大事なセルフケアにもなりますので、子どものペースを守りつつ関わりたいところです。

事故や裁判のこと、子どもが知りたいことについて、どうなっているのかなどと「子どもが説明を求めたら、情報を伝えること」です。発達年齢にもよると思いますが、蚊帳の外に

子どもへの対応・支援

①物理的、心理的安心安全確保の確保、回復。

②大人が落ち着いて子どもと向き合い、子どもの気持ちを聴くこと。
子どもへの関心を寄せること。

③子どもの感情を抑えさせず、正常な反応として受けとめること。
特別な死を体験すると、自分が想像している感情だけでなく、
複雑で多様な感情の嵐に巻き込まれることも伝える。

④子どもの主体性とペースが守られること。
自分の意志で、話したいように話せること。

せず、理解できる範囲で答えてあげることが、子ども達にとって、不安軽減にもなり、関心を向けられ大切にされていると改めて感じられるでしょう。

「日常生活をできるだけ大事にする」ことは、大人も子どもも大事です。非日常的な環境変化の中で、日常的に朝決まった時間に起きる、御飯を食べるということも、できる範囲で続けることがセルフケアになり、主体的な自律性など心の機能を安全に維持・回復させることに繋がると思います。

子どもへの対応・支援

- ⑤子どもが説明を求めたら、情報を伝えること。
- ⑥日常生活をできるだけ大事にする。
- ⑦大人が自分の気持ちに気づき、向き合う時間・場をもつこと。
+支援者自身のケア(代理受傷、共感疲労、バーンアウト等)
- ⑧関係機関間の連携を日頃から構築しておくこと。

そして、「大人が自分の気持ちに気づき、サポートする側の大人が自分に向き合う時間・場を持つこと」も必要です。被害者支援などをしていると、無力感にとられることもあるかと思えます。支援者側の恐れとか無力感によりかえって攻撃的になって、被害者を傷つけてしまうことがあります。これはいわゆる二次被害です。また、大人が事案に向き合えない時に“無かったことにして蓋をしてしまう”こともあると思います。なので、その自分の状態に気付いた時点で、まず自分を整えたりケアをする必要があります。子ども達が何らかの反応を示してくれた時に対応できるように、相手にだけでなく、自分にも何を感じてどんな思いをしているかとアンテナを立て、自分の状態を体験的にも客観的視点でも普段からできるだけ確認しておくことも心掛けたい点になります。

そして、「関係機関間の連携を日頃から構築しておくこと」です。加えて言うと、近年地方自治体で犯罪被害者等支援条例が施行されていますが、都道府県レベルの被害者支援センターで対象となっている被害よりも幅を広げて、地元の自治体でできる範囲で被害者支援をしようという条例ができると、少なくとも被害者支援に既存の支援と福祉サービスを使えるということがあると思います。例えば川崎市でも一時保育などの日常生活支援、住居支援の他に、カウンセリングも14回まで川崎市予算枠で行えて、且つ県の支援センターでのカウンセリングとも連動して追加で実施できるシステムが作られています。様々な支援・助成について、自治体や各種機関、被害者支援の枠の中でどんなことが利用できるのか、学校現場のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、先生方がより理解していくことも、当事者のサポートになるでしょう。

子どもに対しても大人に対しても関わる中で、尊敬して尊重して、人としてともにいると

いうことを大事にしていければよいと思います。

(3) 意見交換

県ごとのグループに分かれグループディスカッションを行い、各関係機関の支援状況及び関係機関の連携状況等について意見交換が行われた。

○はじめに

[川本氏]

- ・被害の影響は直接の被害者から家族、さらには目撃者にも及ぶ。ドリフト走行を失敗して小学校の集団登校の列に突っ込み児童に怪我をさせた事例では、一緒に登校していた児童も非常に大きなショックを受け PTSD が残った。目撃者にもトラウマがあるということを知り、きめ細かな支援が必要である。
- ・行政と警察と被害者支援センターの三者が核となり、被害者支援の連携を広げていくことが重要であり、これからの大きな課題である。
- ・SNS の問題は、これから本格的に取り組んでいかなければならない大きな課題である。

[中土氏]

- ・Y市は先の大きな事故に関して10回に及ぶ連絡会を開催し、顔の見える関係を構築した。すぐに連絡を取れるような関係性を築くことは、支援において本当に大切である。

[櫻井氏]

- ・支援が必要とされる子供や家族をどのようにして見つけ、支援に繋げるか、支援に繋がった後どのようにして支援を届け続けるのかが課題である。
- ・性犯罪、性暴力被害の分野では、どのようにして周知するかの議論が広がっており、ネット検索すると相談機関が上位に来るように工夫されていたり、SNS 相談ができるようになっている。交通事故被害者についても、周知方法や繋がりやすい体制をどのように築いていくか、各機関が情報提供の仕方を工夫する必要がある。
- ・子供は事件事故が起こった後の時間軸で見守る支援も必要である。急性期支援はどの機関が得意としてどのような形で介入できるか、中長期的にはどのような支援体制が可能かを情報交換することで有意義になる。

○学校における緊急支援について

[意見]

- ・事件事故等起り緊急的にカウンセラーを派遣する際、児童生徒がどのような状況にあるか、どれくらいの子供生徒が事件事故を知っているか等の状況を迅速に捉えるために、まず電話で学校に状況等を確認した後、文書等でのやりとりをする。
- ・細かい反応等を情報交換し、こまめに連携していく必要がある。

- ・緊急支援制度により、各学校に配置されているスクールカウンセラーとは別に、年間二十数名の登録カウンセラーが学校の危機状況と要望に応じて派遣されるが、緊急支援は事件事故が起こった時に即時的に（1週間以内に3日ないしは4日間程度）派遣されるもので、中長期支援ではないため、中長期の支援者となる先生や各学校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの繋がりが課題となる。深刻な事例の場合は、中長期的なスクールカウンセラーの活動に対してスーパーバイズするために、スーパーバイザーが支援に入ることもある。現行の制度の中で、どれを使えば中長期的支援ができるかを義務教育課と臨床心理士会で話し合いながら進めている。
- ・スクールカウンセラー・スーパーバイザーとして事故の翌日から学校に入り、被害者には県警の支援室が関わりながら、どのように子供達を見守っていくか対応を継続中である。当初の混乱から1年以上経ち落ち着いてきたが、まだまだ色々なことを抱えている子供達があり、子供達を見ている先生を支え続けることも必要である。時間が経つと忘れ去られることがつらいと言う先生もあり、長い支援をどのようにしていくかが課題。
- ・全児童にチェックリストをかけるとともに、担任の見立てから、気になる児童をスーパーバイザーと県・市のカウンセラーにより個別面接をした。児童によっては、時間をおいて複数回実施。教職員も非常に傷ついていたので、スーパーバイザーが面接をした。
- ・県教育委員会からも支援を受け、夏休み中と学校再開時にカウンセラーが入った。カウンセラーと教職員が連携しながら子供の心のケアを続けることが大切である。

[中土氏]

- ・学校現場は、子供達が安心安全を感じながら過ごす大切な場所。中長期的な視点を持って活動を続けていただけると有難い。
- ・各関係機関がそれぞれの領域で力を出し、役割分担と同時に連携をして、子供や家族のケアに当たることが大事。引き続き、連携し合って被害者を支えていただきたい。

○関係機関の連携について

[意見]

- ・事故直後から学校が非常に混乱した中で、関係者、被害者、家族、きょうだい、友達等、広がりはとても大きく各機関で連携しなければ学校再開は難しい状況にあった。2日間の臨時休校後に学校を再開する中で、直接、被害者家族に連絡することも難しい状況を県警の支援室が入ることで、見舞いや遺族の対面を校長先生初め学校も対応することができた。学校再開にあたっては、先生がどのような心境で児童の前に立てばよいか等、スーパーバイザーから具体的な支援を受けた。関係機関には継続的に対策会議に参加してもらい、現在も継続的に会議を開催している。

- 心の専門家として無料の電話相談に応じている臨床心理士、公認心理師の資質向上を図ることにより、被害者支援に資することができるという。被害者支援センターに対しては、運営を支援する他、研修会の講師を派遣する等で連携を図っている。
- 他機関の相談や援助で漏れた部分を受け止める場合に、間違いなく支援を次に繋げることができるよう、特に犯罪被害者支援センターとの連携を密にしておく必要がある。
- 当県の犯罪被害者支援条例の推進計画に基づき、法的支援を必要とする犯罪被害者に対して、被害者支援に精通した弁護士による無料法律相談も受けることができるようになった。早い段階から被害者に対する法的な支援ができるよう、弁護士会と連携している。
- 県警の支援室として、マスコミ関係への対応を葬儀会社と連携する他、家族との情報共有、犯罪被害者支援センターや弁護士会と連携を取りながら対応した。役所の手続関係の手伝い、検察庁と連携を取りながら司法手続の負担軽減や以後の相談を行った。状況に応じて早いほうがよいと判断される時は積極的に介入し、各関係機関と連携して、被害者本人、きょうだい、家族の支援も同時に行った。
- 当会は交通遺児に対し、見舞金として1世帯10万円、小・中学校入学時の奨励金、中・高等学校卒業時の奨励金、高校・大学等受験時の助成金を支給している。中長期的には、小学校から大学受験まで地域の民生委員が家族に関わる他、学校に給付金申請が漏れている世帯がないか確認をしてもらい、連携しながら支援をしている。
- 死亡ひき逃げ事案で父親を亡くした家庭に県警の支援室として支援に入った際、被害者支援センターから捜査への立会いや検察庁への付添いを支援してもらった。子供の大学進学のための奨学金制度を紹介した時は、被害者支援センターに申請手続の手伝いをしてもらった。加害者との民事手続や裁判に対しては法テラスを紹介し、無料の弁護士相談に繋ぐことができた。
- 当会議に参加することで異業種の方と出会うことができた。今後の連携に生かしたい。

[中土氏]

- 県警の支援室が早期の段階で的確に被害者とコンタクトを取るとはとても大切。被害に遭い社会や人を信じられなくなる状態から再び人や社会を信じていくためには、公の警察という機関が、初期にどれだけ適切にしっかりと対応するかがとても重要。
- 将来の不安という面では、奨学金や給付金の情報がスムーズに子供に届き、利用が活発になるための活動が本当に大切である。

[櫻井氏]

- 精神的な支援も経済的な支援も必要になる中で、様々な関係機関が連携を組むことは重要である。一方で、他の機関がしているからと放置されがちになってしまうという落とし穴もある。常に誰かが繋がっていることがとても大事となる。

○支援内容における困難な点や課題

[意見]

- ・緊急支援のカウンセラー派遣は、時間的、予算的な制限もあり、学校の要望に全て応えることはできていない。通常のスクールカウンセラーの勤務も限られた時間でやりくりしており、高等学校の場合は週1回行く学校もほとんどないような状況。中長期的な支援はできていないのが実情。
- ・カウンセラーは、依頼を受けてから他の業務の空いた時間にそれぞれ動くことになるので、自ら情報をキャッチして動き出すことは難しい。
- ・緊急支援時のカウンセラー派遣の調整が難しい。経験のあるカウンセラーに依頼が偏る。緊急支援の対応等について、若いカウンセラーが学べる機会を作りたい。
- ・当県は警察、県、被害者支援センター、弁護士会との連携がうまくいっており、重大な事件が起こった時にはすぐにどこかが主導して会議を開催し、支援の仕方も体制も作りやすい。ただ、どこがどの支援を受け持つのが明確に分化していないことが課題。
- ・急性期で担当の心理士だけで対応できない時に、協会全体にどのように周知をかけ、緊急対応できる心理士に連絡を取るかが難しい。
- ・個人情報聞けない点で他機関との連携が取りづらい面がある。
- ・事故現場で被害者支援の手引きを交付しているが、最初の取っかかりだけにとどまり、その後の中長期的な支援までできていない。
- ・学校のように中長期にわたって支援体制が既に作られている中に、これまで関わっていなかった機関がどのような連携を取るのが有効的だろうか。
- ・交通事故被害者遺族の子供は緊急支援になかなか繋がらないケースが多い。数年経っても症状が続くことで、やっとスクールカウンセラーに繋がるケースもある。やはり大人である学校の先生が認知し、積極的に話をする必要がある。
- ・当センターでは交通事故被害者等支援に関する事例がない。警察からの情報提供も得られていない。
- ・被害者対策はしているが、関係機関に情報提供ができていない。
- ・ホームページで案内するが、どのくらい周知されているのか、どのくらい役に立っているのか体感できていない。
- ・交通事故被害者からの相談が少ない。被害者支援の手引きに関係機関の情報も掲載するなど関係機関の連携は日頃から図っているが実績が少ない。
- ・当機構や交通事故被害の重度後遺症者への給付があるという情報を、当事者や家族に見つけてもらうのが難しい。当機構の知名度が低いというのが難点。
- ・当機関は中長期的な支援をメインとしており、基本的に被害者から相談されないと動けない。個人情報保護の関係でなかなか情報を得られない面もある。打開するには、当機関の知名度を上げることと関係機関との連携が重要と考える。

[川本氏]

- ・相談したい人が情報を持っていないため相談できないケースもある。各関係機関と連携して情報共有することが大事である。

[櫻井氏]

- ・支援者の確保については、今後考えていかななくてはならない課題。
- ・交通事故被害者遺族の場合、支援への繋がりにくさがある。数は多くても相対的に相談自体は少ないなという体感がある。支援者が、支援の窓口を知っていることもとても大事である。

○支援現場におけるコミュニケーション方法、周知状況について

[意見]

- ・児童相談所、県教育センターの SOS ダイアル、24 時間対応の SOS ダイアル、県警察本部の 110 番等の相談窓口を掲載した名刺サイズのカードを子供達に配布する他、ホームページに相談窓口情報を掲載している。高校教育課に LINE 相談窓口を設け、子供達が匿名で SOS が出せるようにしている。
- ・年に 1 回、県内他機関の業務内容を掲載した交通安全運動推進要綱を作り、広く広報している。県の交通対策協議会やホームページで相談窓口を紹介している。
- ・関係機関にパンフレットを配布したり、いのちのミュージアムと連携してメッセージャーのパネル展示や飲酒運転の撲滅の話をする等、知名度を上げる努力をしている。
- ・かつては被害者に直接案内することができていたが、昨今は個人情報保護の関係で情報を得ることができないので、県警ホームページへの掲載や、各自治体や損保会社に相談時に当機関を紹介してもらうよう依頼している。

[川本氏]

- ・コロナ禍により、リモートの機会が非常に増えてきた。便利な一方で対面の良さが失われている面もある。関係者が一同に会して名刺交換をし、会が終わってからも話をする機会は非常に貴重であったが、リモートではできない。被害者支援の現場でも、今後のコミュニケーションの取り方や相談方法を考える必要があるかもしれない。
- ・高校生以下だとパソコンでメールを打つより、スマホの LINE で連絡するほうが主流だろう。一番自分に馴染みのあるツールのほうが連絡しやすいし、まずは繋がること、その窓口を多様化することが非常に重要である。LINE でも、電話でも、手紙でも、色々なツールを使える状況にしておくことは、特に子供にとっては非常に大事である。
- ・テレビ、ラジオ、新聞という媒体で情報をえる世代もあれば、若い世代はスマホから情報を入手するケースが多くなっている。広報も様々なツールで行うことが必要。

(4) 意見交換の共有

意見交換の後、全員で意見の共有が行われた。

被害者や遺族の意向に沿った支援をするためには、細かな情報交換と密な連携が重要とする意見が多く出されたことや、早期段階で公の機関が連携し適切に対応することが重要であり、地域で関係機関が役割分担をしながら連携することが大事であることを共有した。一方で、警察から関係機関への情報提供がない、個人情報共有が難しく連携が図りにくいという意見もあり、交通事故被害者遺族の相談は支援として吸い上げにくく繋がりにくいものであるという課題も共有した。

学校現場においては、中長期支援の重要性、緊急支援の依頼に対しての人手不足や支援者確保の難しさが課題であることを再認識した。

情報提供の効果把握ができない、知名度が低い等、周知についての課題も挙げられた。

相談方法については、年齢層によりコミュニケーションツールも多様化している中、窓口につながりやすいよう多様なツールを用意し被害者の声を聴くことが大事であること、広報についても多様なツールで行うことが重要であることを確認した。

最後に、支援はどのように繋げ継続していくかが非常に重要な課題であり、法や医療等の現場においても被害者支援への理解を深める努力が必要であり、学校教育においても被害者の権利を教えることが必要であること、犯罪被害に遭った子供を支援する教職員がトラウマを負うこともあることから支援者への支援も必要であることを共有した。支援の対象は被害当事者だけでなく家族、目撃者、関係者と幅広いこともあって、きめ細かな継続的な支援をするにおいては、まだまだ課題は山積していることを確認した。

7. まとめと今後の方向性

(1) まとめ

①開催について

本年度は、福島県、千葉県、佐賀県の関係者を対象にオンラインで開催した。

遺族による体験談では、事故直後の感情と事故後の体験により人間や社会に対する不信感や絶望感を抱くようになった等心情の変化について率直に語られ、経済的支援と遺児同士で交流できる場所が重要であると述べられ、自身の経験をもとに必要と思われる支援について提案がなされた。

支援に携わる方からの事例紹介では、学校における緊急支援の目的や子どもへの対応と支援のポイント等の他、関係機関間の連携の重要性について理解を深めることができた。

意見交換では、関係機関間の情報共有と連携による早期段階の適切な対応と中長期支援が重要であること、多様なツールによる窓口と広報が必要であること等を共有した。

②参加者について

行政関係者など被害者支援に携わる方々が参加した。

③出席者アンケート結果について（一部抜粋）

参加者からは、

ア 遺族体験談について

- ・被害者遺族の感情や必要とする支援体制の在り方についての提示が参考になった。
- ・父親を亡くした遺族の話聴いたのは初めてだった。親を突然失った子供の気持ち少しは理解できたと思う。遺族の年齢に応じた支援を考えなくてはならない。
- ・各種支援対応についての感想を担当者側から被害者に尋ねることは困難なので、支援対象者の本音を聞ける機会は大変貴重だ。
- ・心の専門家として、改めて基本姿勢の確認や資質向上の必要性を感じた。事故後の周囲の対応等から人間不信になり絶望感を感じた体験談を聴き、どの面についてどの機関が対応すべきなのかを考える必要性と、当事者の心身の状態についての継続したサポートの必要性を痛感した。そうした困難を予想して、一貫した支援を届けられることができる仕組みの必要性を改めて感じた。
- ・交通事故で家族が負う心境の変化や心理等を具体的に聞くことができ勉強になった。
- ・学校から遺族への情報提供と、情報収集し必要に応じた支援の必要性を感じた。
- ・どのような支援が被害者遺族に有効なのだろうと深く考えさせられた。
- ・若い世代の遺族から話を聴ける機会はあまりないので貴重であった。
- ・父の死から離れたいとどの心境から始まり、疲れ、病気の発症等、大きく変化する被害者心情を把握し、被害者遺族に寄り添った対応をすることが非常に重要であると

理解できた。最大限の対応と関係機関との横断的な連携のもと、引き続き被害者支援の充実に努めたい。

- ・体験談発表の時間がもう少し長くてもよかった。

イ 講演について

- ・学校内での連携、各関係機関の連携は不可欠だと改めて認識した。
- ・子供はまだ未成熟な状態であるため、大人以上に様々な面で注意して支援を行う必要があると改めて感じた。発生時のみならず中長期的な支援が必要であると痛感した。スクールカウンセラーが重要な役割を果たしていることが分かった。
- ・子供にとっての教育機関の重要性について理解が深まった。
- ・被害児童を支える前に、学校や教員が落ちついて対応できる態勢を整える支援者支援のきめ細やかさが重要ということが印象に残った。
- ・自校であればどのような支援を行うことができるか、行政や司法とはどのような連携を取ることができるか等を、平素より考えておく必要があると感じた。子供の支援に当たる職員にも大きな負担がかかることから、職員会議等でトラウマによる影響や反応、それへの対応、自身だけでは対応困難な場合にどうするか等についても話し合っておくとよいと思った。学校以外の組織でも、事例に基づいた対応の想定を用意し、必要に応じて支援ができるようにしておかなければならないと感じた。
- ・実際に支援に携わる方の事例を聞く機会がなかったので、直接事例を聞くことができ非常に参考になった。
- ・複数の事例を示しての説明は非常に分かりやすかった。
- ・子供には、自分の意志で話したいように話させることと、安心して話せる場と聴いてくれる存在が必要ということ、学校現場に周知することも重要な支援と思った。
- ・状況に合わせた、細やかな対応が重要であることについて勉強になった。

ウ 意見交換について

- ・県内でも分からない面が多々あったので参考になった。今後の連携強化と、今できる被害者支援業務について見直しを行いたい。
- ・県内の関係機関と意見交換ができ、新たに知れた各機関の取組も多くあり、貴重な場であった。行政と福祉的な機関の連携が子供達の生活の隅々に提供され、危機的な事案が起きた時にも、迅速に支援や場が提供できるようにすることが大切である。
- ・本県の被害者支援について、他県に比べて意識が低いと感じた。交通事故被害者支援に関して、犯罪被害者支援センターへの情報提供が適正に行われておらず、反省すべき機会となった。
- ・県内の関係機関・団体の担当者と顔合わせができたことは大変良かった。被害者支

援において、関係機関・団体との連携が不可欠であることを再認識した。

- ・県内に、交通事故被害者をサポートする関係機関が複数あることを知った。それぞれの機関の役割を生かし、連携する大切さを理解することができた。
- ・学校と警察との連携の重要性を痛感した。
- ・「警察－学校－教育委員会－スクールカウンセラー」の連携の在り方や、活動する上での工夫等も理解することができ大変有意義だった。オンラインだったが、ポストセッションとして、連絡先の交換の時間があってもよかった。
- ・県内でも、あまり顔を合わせたことがない方や電話でしか話したことがない方等と話のできたので、関係作りや課題の共有という面で非常に役立った。
- ・他機関の被害者支援の取組が理解できた。
- ・交通事故被害者遺族や遺児への支援における課題について相互に確認できた。被害者や遺族に支援を受けることができることをしっかりと伝え、支援機関への繋ぎとしての働きを果たすべきと再確認した。
- ・公認心理師やカウンセラーの人材不足により緊急支援に行けないこと、個人情報保護の観点から連携が図りにくいこと、支援に関しての反応や周知の程度が体感しにくい等の課題を共有することができたことは大きかった。引き続き連携を密にし、必要に応じた素早い対応ができるよう、情報共有を図っていく必要があると感じた。
- ・他の団体から当団体の活動がどのように認知されているかがよく分かり、今後連携を深めていくに当たって、具体的な進め方の道筋が見えた。
- ・意見交換をするには時間が短すぎた。

エ 意見交換の共有について

- ・「広く周知を図ること」と「必要な人に必要な支援を届けること」の両輪で取り組むことが重要であるという話題が参考になった。常に現状を認識し、今ある制度や事業を有効活用できるようアンテナを高くする必要性を感じた。
- ・他県の被害者支援の状況を聞く機会は滅多にないので、大変貴重な機会となった。
- ・平時の情報提供の在り方（世代毎に異なる媒体を活用する等）、事故が起きた際の当事者支援の連携の在り方、被害者、遺族、目撃者、学校等広範囲な人に向けての支援、緊急介入に始まり、進学や進路選択、自助グループ活動等の長期的視点の支援に至るまで、様々な側面に配慮し日頃から連携を深めておく必要性を感じた。
- ・他県の取組状況や課題について聞くことができ参考となった。他県に負けずに頑張らなければと相互に高め合うことができる良い機会だった。
- ・支援の必要な人に情報を届けられるようにアプローチしていくことが重要であること、子供の支援においては学校の役割が大きいこと、支援している教師のサポートも必要であることが印象に残った。

- ・他県の意見交換の共有と委員からのアドバイスは大変有意義だった。
- ・犯罪支援事案として交通事故が未だ認識されていないのではないかと等、被害者支援に携わる者だけでなく、多くの機関・団体が社会問題として認識していく必要があると強く感じた。
- ・業務や組織の立ち位置や認知度を客観的に見ることができ、組織としての課題がより鮮明になった。

オ その他

- ・日々の連携と危機意識を今後も高めていきたいと感じた。
- ・被害者支援の手法や現状等を知るため、他県の同じ業種間におけるグループディスカッションも有意義ではないかと感じた。
- ・意見交換会に参加するメンバーとして、被害者等が搬送される救急部門を持つ医療機関等も含まれると、より幅広い話し合いができるのではないかと感じた。
- ・事前に発表内容やディスカッションの詳細について全員が把握した上で臨めば、もう少し活発な意見交換会になったのではと感じた。
- ・「周知すること＝多くの人に見てもらおう」ではなく、必要な人に対して必要な支援が届くようにしなければならないと改めて感じた。
- ・県内でもなかなか顔の見える関係にはなっていないのが現状。連携すれば支援がスムーズになるだろうという関係性が築けることは大きな財産である。
- ・刑事事件の被害者支援に重点を置いているのが現状のため、交通事故の被害者や遺族の支援について目を向ける機会となり、大変有難く勉強になった。
- ・限定されたテーマでは、発生件数が多くない小規模県では経験談がなく、意見があまり出ないのではないかと。
- ・次回以降の開催へも、積極的な参加を検討したい。
- ・法的な制度や側面について、分かりやすく知る機会があるとよい。
- ・被害者支援について、事故による障害の治療、裁判、経済的問題、学校等の対人関係、心理的影響にいたるまでをワンストップのシステムで支援している事例があれば聞きたい。
- ・重い後遺症を負った方へ長期支援を行うことができる組織はあるのか、どのような支援ができるのか知りたい。
- ・中長期的に途切れのない支援体制作りのための工夫を聞きたい。
- ・専門家によるグリーフケアについての話を聞きたい。

カ 開催形式（オンライン配信）について

- ・県内機関であれば、対面式の方が今後の連携強化には効果的と感じた。

- ・オンラインだけではその後の人間関係や組織としての連携を築きにくいいため、対面方式での開催がよい。
- ・聞き手のみの一方通行のオンライン会議より、今回のような意見を交換し合うオンライン会議が有意義であると感じた。
- ・オンライン配信であったため、異なる地域の状況を知ることができ有意義だった。
- ・オンライン配信はセキュリティ都合上利用に難点がある。
- ・オンライン配信は時間の面で業務の調整がしやすく、参加しやすい。
- ・オンラインは移動時間も短縮できるため、非常に効率的と感じた。
- ・オンライン配信であれば、参加の都道府県数をもっと多くてもよいのでは。
- ・事前に接続テストがあったので、安心して参加することができた。
- ・音や画面の映り等が細やかに調整されたオンライン会議は初めてだったが、小さなストレスが無いことでとても参加しやすかった。
- ・もっと色々な県の事情について話を聴いてみたい。オンラインの特性を生かした企画はこれからも取り入れてほしい。
- ・休憩時間があると良い。

等の感想があった。

④その他

意見交換会終了後、体験談の発表をいただいた道下氏より、以下の御意見をいただいた。

意見交換会の閉会后に育英会の学生間で話し合ったところ、他の学生から、事故後定期的な警察の訪問があり、NASVA 等を紹介されたと聞きました。そこで、母が地元の警察署に遺族に対する支援を問い合わせたところ、担当の警察署の方は被害者支援について十分に把握していないようでしたが、「もしかしてこれですか」と言い、パンフレットを渡してくれました。パンフレットには、日本弁護士連合会、育英会、NASVA をはじめとする支援機関や相談機関など、手厚い支援が詳細に紹介されていました。

私たちは事故後、警察の声かけや支援機関の紹介が全くなかったため、暗中模索の状態です。育英会から最初の支援を受けるまで、約2年かかりました。しかし、パンフレット掲載の支援機関に連絡すると、受けられる支援は一日ですべて特定できました。今回の結果から考えると、現場の警察官は被害者支援に関する制度や手順を十分に把握していない可能性があります。事故後の対応で被害者が受ける支援に格差が生じたという事実を十分に認識して、再発防止に努めていただきたいと思います。

また、山口県では令和3年に犯罪被害者等支援条例に基づき、交通事故被害者遺族への支援もより手厚くなりました。新たな支援の中には、令和3年以前に事故があった私たちも受けられるものが育英会以外にも2つありました。しかし、私たちはそのことを全く知

らず、今まで手厚い支援を受けることができませんでした。こうした条例が新たに制定された際は、過去の事故にもさかのぼり、遺族（特に扶養のあるもの）にも情報を知らせるべきだと思います。また、ポスターや回覧板等で積極的な広報を行うべきだと考えます。

（２）今後の方向性

①開催について

昨年度に引き続きオンライン開催としたが、移動時間なく職場等から参加できたなど参加者から概ね高評価であり、発言も活発に行われた。引き続き、本会の目的である、関係担当者間の連携強化に向けて、より効果的な開催方法を検討する。

②参加者について

今年度は、福島県、千葉県及び佐賀県の警察のほか、県、教育委員会、公認心理師協会、（独）自動車事故対策機構等からの参加者があった。今後も、幅広い関係者への参加の働き掛けと連携強化について検討する。